



相続登記の義務化を「知らない」が66%

法務省が本年9月6日に公表した相続登記の義務化等の認知度調査結果によりますと、再来年令和6年4月からスタートする相続登記の申請義務化を「知らない」と答えた人が66%に上っていることが明らかになりました。

所有者不明土地問題解消のための新制度として、相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日から、相続登記の申請義務化が令和6年4月1日から施行されることになっています。法務省では、これら新制度の国民認知度を把握するため、1200人(20代から70代以上まで、各世代200人ずつ)に対し実態調査を令和4年7月末に実施しました。

上記調査結果によりますと、相続で不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなる相続登記の義務化を「知らない」と答えた人が66%、相続登記の義務化に伴い、負担の軽い「相続人申告登記」という新しい登記手続きが導入されることを「知らない」と答えた人が81%、相続した土地のうち不要なものを一定の条件を満たせば国庫に帰属させることができる相続土地国庫帰属制度を「知らない」と答えた人が84%でした。

また、世代別の調査結果によりますと、「知っている」と答えたのは20代が最も多く、70代以上、60代が次いでおり、逆に、「知らない」と答えたのは40代が最も多く、50代、30代が次いでいました。相続に関心が深いと思われる中年世代の認知度が低かったという意外な結果を示すこととなりました。

一方、今後、自分が相続手続き全般をする場合の相談先については、「親族・知り合い」と答えた人が最も多く、次いで、「市役所等の自治体」、「司法書士」、「弁護士・税理士・公認会計士」、「法務局」等の順となっていました。

*詳細はこちらからご確認いただけます。

「相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査 調査結果の概要(法務省民事局)」

(令和4年9月)

<https://www.moj.go.jp/content/001379740.pdf>

